

『公益法人改革と定款作成・変更・登記の全実務』〔正誤表〕

*表記図書につき、以下の誤りがありましたので訂正し、お詫び申し上げます。

66 頁表中最下段

誤	認証手数料、 <u>印紙税等相当額</u> ^{※3}
正	認証手数料等相当額 ^{※3}

67 頁 5 行目以下

誤	<p>※ 3 <u>認証手数料、印紙税等の金額</u></p> <p>ア 認証手数料 1 件 52,500 円(公証人手数料令 35)</p> <p>イ <u>印紙税額 原本 1 通 40,000 円(印紙税法 2、別表第 1)</u></p> <p>ウ 正本・謄本の交付 1 枚 250 円(公証人手数料令 40)</p> <p><u>印紙税を納付するには、書面定款の原本に相当額の収入印紙を貼り付け、</u> <u>嘱託人が原本と彩紋にかけて押印し、または署名する方法により、判明に消</u> <u>さなければならない(印紙税法 8、印紙税法施行令 5)。</u></p>
正	<p>※ 3 認証手数料等の金額</p> <p>ア 認証手数料 1 件 52,500 円(公証人手数料令 35)</p> <p>イ 正本・謄本の交付 1 枚 250 円(公証人手数料令 40)</p> <p>一般社団・財団法人においては、会社と異なり、原始定款が書面による場合であっても印紙税は課されない(印紙税法別表第 1 六課税物件定義欄参照)。</p>